

秘密保持契約書

(以下「甲」という。)と一般社団法人 日本アクシスコミュニケーション協会 (以下「乙」という。)とは、甲乙間で予定する傾向診断及び研修等の業務 (以下「本目的」という。)に関して相互に開示する秘密情報の取扱いについて、次のとおり秘密保持契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、本目的の検討及び遂行のために甲及び乙が相互に開示する秘密情報について、その適切な保護を図り、もって当事者双方の正当な利益を確保することを目的とする。

第2条 (秘密情報の定義)

- 本契約において「秘密情報」とは、本目的に関連して一方当事者 (以下「開示者」という。)が相手方 (以下「受領者」という。)に対し、書面、口頭、電磁的記録その他方法のいかんを問わず開示した一切の情報をいい、診断結果、従業員に関する情報、営業上・技術上の情報を含むものとする。
- 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを受領者が証明できる情報は、秘密情報に含まれない。
 - 開示の時点で既に公知であった情報
 - 開示後、受領者の責めによらずに公知となった情報
 - 開示の時点で受領者が既に正当に保有していた情報
 - 受領者が秘密情報によらず独自に取得し、又は創出した情報
 - 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

第3条 (秘密保持義務及び目的外利用の禁止)

- 受領者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、本目的以外の目的に使用してはならない。
- 受領者は、本目的の遂行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員に限り秘密情報を開示することができるものとし、これらの者に対し、本契約に定める義務と同等の義務を遵守させる責任を負う。

第4条 (第三者への開示の禁止及び例外)

- 受領者は、開示者の事前の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2. 前項にかかわらず、受領者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができる。

(1) 法令に基づき、又は裁判所、監督官庁その他の公的機関の命令若しくは要請により開示を求められた場合。この場合、受領者は、可能な限り事前に開示者に通知する。

(2) 弁護士、税理士、公認会計士その他法令上の守秘義務を負う専門家に対し、本目的の遂行に必要な範囲で開示する場合

第5条（複製の制限）

受領者は、本目的の遂行に必要な範囲を超えて秘密情報を複製してはならない。複製物についても、本契約に定める秘密情報と同一の取扱いをするものとする。

第6条（返還及び破棄）

受領者は、本契約が終了したとき、又は開示者から請求があったときは、開示者の指示に従い、秘密情報及びその複製物を速やかに返還し、又は破棄するものとする。開示者は、受領者に対し、破棄した旨を証する書面の提出を求めることができる。

第7条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から本目的に係る業務の終了日までとする。ただし、第3条から第6条までに定める秘密保持に関する義務は、本契約の終了後3年間存続する。

第8条（損害賠償）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被ったときは、相手方に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害の賠償を請求することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙は、信義誠実の原則に従い、協議のうえ、これを解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

____年 ____月 ____日

甲	住所： _____ 名称： _____ 代表者： _____ 印
乙	住所： _____ 名称： 一般社団法人 日本アクシスコミュニケーション協会 代表者： _____ 印

本ひな形は標準例です。実際のご契約時は、双方協議のうえ条項を調整します。